

矯正歯科治療承諾書

矯正治療で良い結果を得るためには、患者様や保護者の方の協力がなくてはならないものです。健康で美しい歯並びを得るために、以下のお約束ごとをご確認ください。

矯正装置は主治医の指示を守って正しくお使いください。

矯正治療では歯を動かしたり顎骨の成長をコントロールしたりするために、患者様ご自身で着脱していただく装置や**矯正用ゴム**を使うことがあります。主治医の指示に従っていただけない場合は、治療期間が長くなったり、十分な効果が得られなかったりします。また固定式の装置を装着する場合、粘着性のある食物(チューインガム、キャラメル、お餅など)は、装置をこわす原因になりますので食べないで下さい。

矯正治療には限界があります。

生体反応は個人によって様々ですので、治療結果や治療期間を確実に予測することは困難です。また、上下の顎の関係に大きな問題がある場合、矯正治療だけで十分な治療効果を得ることは難しいため、外科的矯正治療をお勧めすることがあります。患者様によっては、成長発育の過程で再発することがあります。

期日どおりに来院してください。

キャンセルが続いたり当院が指定する来院間隔を守れなかったりすると、治療期間が延びるだけでなく、歯並びが悪化することがあります。約束の日時に来院できないときは、お早めにご連絡ください。

電話番号や住所に変更がある場合には、速やかにお知らせください。

進学や就職、ご入籍等により転居される場合にも、速やかに新しい住所を当院へお知らせください。かかりつけ歯科医院との連携など、治療を円滑に進めるためにご協力をお願いいたします。

連絡がつかなくなり半年以上経過してしまった場合には、追加料金が発生することがあります。また、料金未払いのまま連絡がつかなくなってしまった場合には、法的措置を検討しなければならないこともあります。

キャンセル料が発生することがございます。

当日キャンセルや無断キャンセル、また1時間以上の長い時間を要する予約の変更が多い場合は(目安として合計3回以上)、キャンセル料としまして1回分の調整料(税抜価格5,000円)を請求することがあります。予約が埋まっており希望のお時間に予約を取れない患者様もいらっしゃいますので、ご予約の変更がわかりましたら、速やかに当院へご連絡の程、ご協力よろしくをお願いいたします。

治療計画を変更することがございます。

治療の進行状況や成長発育の変化、治療途中で**骨性癒着**(歯と骨が癒着して動かない状態)が発見された場合などには、患者様とご相談の上、治療計画を変更する可能性があります。

良くなった歯並びを維持することも矯正治療です。

矯正治療には、歯を積極的に動かしていく期間(動的治療期間)と、よくなった歯並びを維持していく期間(保定期間)があります。第2期治療終了後は、**保定治療**に入ります。

歯は、元あった位置へ動こうとします(**後戻り**)。動的治療終了後は、特に後戻りしやすい状態です。保定期間中も主治医の指示どおり装置を使用することで、良い歯並びを維持することができます。

また、お子様の場合あごの成長発育により、大人の方の場合親知らずが生えたり加齢や歯周病等で骨がやせたりすると、かみ合わせや歯並びが変化することがあります。そのときは再治療が必要になる場合もあります。

お口の中の病気や歯並びの変化に速やかに対応するために、保定期間終了後も定期的に来院することをお勧めします。

しかし、第1期治療では保定はできません。

第1期治療を終了したお子様は、まだ成長発育がありますので、保定ができません。装置で歯の動きを止めておくと、本来の顎の発達を抑制してしまう恐れがあるからです。

第1期治療での目的は、成長を利用して、歯を並べるための土台となる上下の顎のバランスを整えてあげることです。個々の永久歯の並びを整えて維持していくのは、第2期治療で行います。ですので、もし第1期治療終了時点で歯が綺麗に並んでいたとしても、歯が後戻ることがあります。

第1期治療は、第1大臼歯（6歳臼歯、6番目の歯）までの永久歯が生えそろうまでが契約期間です。

第2大臼歯（12歳臼歯、7番目の歯）以外の歯が萌出完了するまでです。第1大臼歯までの永久歯が生えそろいましたら、第1期治療終了の検査を行い、第2期治療の必要性を評価いたします。歯の萌出スピードには個人差があり、第1期治療の終了時期は個人で異なります。

第1大臼歯までの歯が生えそろった時点で第1期治療は終了

↓
初診時と同様に、第1期治療終了の検査をして分析

↓
保護者様に第1期治療での改善点、その時点での問題点、第2期治療に進む場合の想定される治療方針、第2期治療に進まない場合のリスクなどをご説明します。

その後は、下の3パターンよりご選択いただきます。

- (i) 第2期治療へ継続して進まれる場合（新たに追加の基本料金、さらに毎回の調整料がかかります。）
- (ii) 第2期治療をその時点では希望されないが、第2大臼歯が萌出するまで3カ月ごとの経過観察を希望される場合（経過観察料としまして、来院ごとに3300円がかかります。）
- (iii) 第1期治療でひとまず終了する場合（数年経ってから第2期治療を始めることも可能です。）

※一旦第2期治療へ継続して進まれる意向を示しても、結局進まれなかった場合には、それまでかかった経過観察料を遡ってご請求させていただきます。

費用について

治療の進行上、矯正歯科用アンカースクリュー、外科手術、抜歯、虫歯治療、補綴治療あるいは顎関節症に対する治療を加えなければならないこともあります。これらに対する検査や治療に関しては、別料金になります。

また、治療費は治療経過や料金改訂、増税などにより変わる可能性があります。また、一旦お支払い頂いた治療費の患者様への返還は致しません。

かかりつけ歯科医院への定期的な通院をお勧めします。

当院は歯並び専門の歯医者ですので、虫歯や歯周病の治療、抜歯などの処置は行いません。処置を優先しますので、必ずしも毎回クリーニングができるとも限りません。また、目で見てわかる範囲の虫歯はご指摘しますが、歯と歯の間の虫歯は精査できません。当院で撮影するレントゲン写真では、大きな虫歯は発見できますが、細かい虫歯の精査には不向きです。ですので、かかりつけ歯科医院での定期的な検診を行った方が望ましいです。

不可逆的な治療

矯正歯科治療は、一度始めると元の状態に戻すことは難しくなります。

資料の学術使用について

治療に関するすべての資料は、ご本人だとわからないように処理をさせていただいた上で、歯科矯正に関する学会発表や講演などに使用させていただく場合がございますことをご了承ください。

【矯正治療に伴う一般的なリスクや副作用について】

痛み・咬み合わせ 歯を動かすために力を加えると、痛みや不快感を伴う場合があります。しかし、これは一時的なもの(通常2～3日、長くて1週間)ですので、心配はいりません。また、装置の装着やかみ合わせの状態の変化などにより、一時的にもものが咬みにくくなる場合があります。

虫歯・歯周疾患 矯正治療中は装置のまわりが汚れやすく、ブラッシングが充分でないと虫歯や歯周病になるだけでなく、歯が変色したり装置のあとがついたりします。当院にてブラッシングの指導を致しますが、矯正治療によって得られる利点よりも、ブラッシングが不十分なことでおこる欠点のほうが大きい場合は、治療を開始できなかつたりやむを得ず装置をはずしたりすることがあります。治療を再開する場合には、追加費用が発生することがあります。

顎関節症 顎の開閉時に音がしたり、口が開きにくくなったりしたことのある患者様に対しては、慎重に治療を進めていくことがあります。また症状のなかった患者様でも、矯正治療中に顎関節症が出ることもまれにあります。症状が重篤な場合、矯正治療を中断して顎関節症の治療を行うことがあります。

歯根吸収 歯を動かす際に歯根が短くなる場合があります。この歯根吸収の発生は予測困難であり、場合によっては治療を中断せざるを得ないことがあります。

歯肉退縮 矯正治療を始めると、歯茎が下がったり(歯肉退縮)、隣在する歯と歯茎の隙間が大きくなったりする(ブラックトライアングル)ことがあります。これは元々の歯並びや周囲の骨・歯茎の状態、また口腔衛生状態が関係して起こります。歯肉退縮が重篤な場合は、他院での歯茎の再生療法をお勧めすることもあります。ブラックトライアングルは、歯のガタガタの大きい下の前歯で生じる頻度が高いです。

歯髄充血・歯髄壊死 ごくまれに歯を動かすことで神経が障害を受けて壊死することがあります。これは歯の移動量に関係なく起こり、予測ができません。

金属アレルギー 治療途中に金属等のアレルギー症状が出る場合があります。

装置を外す際 装置を外す際に、エナメル質に微小な亀裂が入る可能性や、かぶせ物(補綴物)の一部が破損する可能性があります。また、治療後のかみ合わせに合わせてかぶせ物(補綴物)や虫歯の治療などをやり直す可能性があります。

誤飲 矯正装置や矯正用ゴムを誤飲する恐れがあります。

くろき矯正歯科 黒木 毅

以上の事柄について説明を受け納得しましたので、矯正歯科治療を受けることに致します。

緊急の事態が発生した場合にはそれに対する処置も受けることに同意いたします。

年 月 日

住所

(ご本人のご署名) _____ 氏名 印

(未成年の方は保護者様のご署名) _____ 氏名 印